

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第三十九号

昭和二十三年四月鳥取県規則第二十三号道路交通取締令施行規則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

道路交通取締令施行規則中改正規則

第一條に次の一項を加える。

前項の前照燈のうち自転車に附したもので発電装置によるものにあつてはその照射光線の方向が下向きであり且つその主要光線が前方三メートル以上の地点に及ばないものでなければならぬ。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

昭和二十六年六月二十九日
第二千二百二十二号

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告 示

◇鳥取縣告示第二百八十号

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第二項の規定による兒童福祉施設として次のように認めた。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設の種類	経営主体	施設の名称	施設の長	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所	財団法人鳥取こども学園	みどり園	藤野とり	鳥取市吉方町一番五〇地	五〇	昭和二十六年四月一日

◇鳥取縣告示第二百八十一号

次の者に対し兒童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七

第十四号)第十三條第一項第一号の規定による保母の資格証明書を交付した。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
東伯郡上北條村字中江 藤本清子

◇鳥取縣告示第二百八十二号

物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四條の規定により綜合配給用あん入パンの販売価格の統制額を次のように指定する。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、統制額

種別 量 目 パンの水分 製造販売業者販売価格の統制額 小売販売業者販売価格の統制額

あん入パン 一箇当り製品重量九〇瓦以上のもの三箇につき 三八%以下 二三四、七三錢 二四四、〇〇

二、販売条件その他

1、この表のあん入パンとは昭和二十五年十一月一日物価庁告示第五四二号と同一規格のパンに小麦粉の重量の各々四六、一%に相当する晒あん並びに水飴と適量の甘味剤入りのあんを入れたものである。

2、この表の製造販売業者販売価格の統制額は、小売販売業者の店先まで持込んだ場合の、小売販売業者販売価格の統制額は売主店先渡し統制額である。

◇鳥取縣告示第二百八十三号

耕地整理施行のため気高郡東郷村の字の区域を次の通り変更する。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

現在区域			変更区域		
大字名	字	地名	大字名	字	地名
高路	村中下分ノ二	四四七次一 原野	高路	向田	〇一五
"	"	四五〇 田	"	"	〇〇四
"	"	四五一	"	"	〇一九
"	"	四五二	"	"	〇〇四
"	"	四五三ノ一	"	"	一一五
"	"	四五三ノ二	"	"	〇〇一
"	"	四五三ノ二	"	"	〇二八
向田	向田	四六一	村中上分ノ一		〇二九
"	"	四六五	"		〇〇一
"	"	四六五ノ二 宅地	"		三〇二
"	"	四六六	"		全筆
"	"	四六六ノ一 田	"		現在地目は田
					現在地目は田

